

1 保存活用計画の基本事項

(1) 保存活用計画の基調

この保存活用計画は、若桜町の先人が生み出し、受け継いできた個性ある歴史的町並みを、地区住民や若桜町民の共有の財産として将来に向けて保存するとともに、まちづくりにおいてその活用を図り、生活環境の向上や地域振興、地域産業の育成などに資することを目的とする。

(2) 保存地区の名称

名称：若桜町若桜伝統的建造物群保存地区

面積：約 9.5ha

範囲：若桜町大字若桜字新町、字上町、字中町、字浦町、字下町、字蓮教寺下モ、字農人町上分、字農人町下分、字猿岩ノ下夕、字隈田及び字坂川の各一部
(別図 1)

2 保存地区の保存及び活用に関する基本計画

(1) 保存地区の沿革

若桜町は鳥取県南東部の山間に所在し、東は兵庫県、南は岡山県に接する。町の南東から北西にかけて山陽と山陰を連絡する国道 29 号が通り、戸倉峠を境に鳥取県側は若桜街道、兵庫県側は因幡街道と呼ばれる。気候は日本海岸気候区に属し、冬場は日照時間が少なく、積雪が多い。周囲は中国地方第二の高峰氷ノ山(標高 1,510m)をはじめとする山々に囲まれ、それら山地を源とする河川が合流する下流部に若桜がある。

若桜の町を見下ろす鶴尾山に国人矢部氏が築城した鬼ヶ城(国指定史跡)は中世に遡る山城で、その後、天正末から慶長にかけて城主が木下氏、山崎氏と変遷するなかで、街道や水路が整備され城下町として形成される一方、山崎氏の勧商政策により因幡東部の商業地として栄えた。これが現在の若桜の原型と考えられる。

池田氏の頃、若桜鬼ヶ城は廃城となり、城下町としての機能を失ったものの若桜目付をはじめ山奉行、番所、地牢など藩行政に関する機関が設置された。

若桜は播磨、但馬に接する国境の地であり、元禄 10 年(1697)には播州へ通ずる江浪新道、その後中江新道が設けられるなど交通の要衝地として、また、元禄 14 年(1701)には鳥取藩により宿場に指定され、近郷の物資の集散地的性格を高め、天保 12 年(1841)には旅籠 8 軒、馬喰労宿 2 軒があったことを伝えており、人の往来も増え、酒、油、染物などを扱う店が軒を連ね、商業地としても賑わっていたと思われる。当時の屋号の中には繁栄を今に伝える商家も残っている。天保 14 年(1843)の御定による若桜は在郷町とされた。

江戸期には、塗師、^{ひものし} 桧物師、鍛冶、大工、諸細工人が多く居住し、近隣から生産された多くの木地を^{しぶじ} 渋地の^{ごき} 五器、鉢、盆、^{わげもの} 曲物、^{ひしやく} 桧杓、^{ひのきかぶ} 桧笠等に加工している。また、^{かろうも} 板戸、^{きくつ} 莞筵、^{ながからし} 木履、^{たばこ} 長苧、^{みの} 近隣から生産された^{たばこ} 長若、^{みの} 蓑、^{たばこ} 葉種原料など多彩な産物が集まり、寛政 3 年(1791)の「因幡誌」には「若桜には殊に産物多く諸職人ありて諸品を仕出して國中交易す。郡中の^{おおむら} 大邑なり」と記述されている。明治の大火によって、それ以前の文献が乏しいものの、新町から農人町の街道沿いに 300 戸余りが軒を連ねていたと推測される。全体の町並み

は不明ではあるが、文久年間と推測される記録として、上町には40軒程度の商家があったと伝えており、当時の街道沿いの商家の町並みを彷彿させる。

現在の街道の基本形は江戸時代初期の城下町建設に始まる。その詳細や変遷を記録したものは無いが、「因幡民談記」（元禄元年（1688）成立）に所収される絵図には、主街道が現在の上町及び下町の両側でクランクしており、城下町時代の面影を知ることができる最も古い資料となる。絵図には町名の記述があり、上町・中町・下町・農人町が書かれている。ここでは「新町」の記載は見られないが、元禄8年の文書に「新町」の記載があることから、少なくともこの頃には成立していたことが分かる。また、「八東郡若桜宿田畑地続全図」（天保14年（1843）成立）では、当時の街道筋が正確に描かれており、元禄期の街道を基本的に踏襲していることが分かる。

現在の水路網は城下町の成立に合わせて完成したものと考えられ、「八東郡若桜宿村々井出図面」（文政10年（1827）成立）及び「八東郡若桜宿田畑地続全図」には、当時の水路網が記載されている。このうち後者の水路図と現在の水路網を重ね合わせてみると、一部変化はみられるものの現在の水路網が天保期のものをほぼ踏襲していることが分かる。

近代に入り、若桜は三度の大火を経験している。明治7年（1874）の火災は、総戸数400戸がほぼ全焼し、明治18年（1885）には復興間もない町が再び大火に見舞われ、370戸のうち350戸を焼失した。同年7月、二度にわたる大火を受け住民の自主運営組織である「若桜宿会」は現在の都市計画とも云われる11条からなる「八東郡若桜宿宿会議決書」を制定し、主街道の拡幅、建物の材質や種類の制限など、火事に強いまちづくりを進め、現在の若桜の町並みの特徴にも色濃く反映されている。

大火前の明治15年には戸倉峠から鳥取までの道路を重要路線として改築するという議決がなされ、翌年に改築に着手、明治18年の大火を経て、同年7月に竣工した。その後、国道増築として上町から戸倉峠方面、下町から鳥取方面への延伸整備も進められ、明治23年までには直線化された現在の姿へと変化したと考えられる。

また、火災からの復興とともに、直線化された街路沿いに新たに町の南東に山田町、北西に西町が形成され、明治19年に現在の7町となった。その後、明治44年にも大規模な火災が発生し、町の3分の1にあたる160戸を焼失したと当時の新聞が報じている。

明治15年の主要産物を見ると繭、杉木、桑、藍、麻苧、板笠、下駄、米、麦、大豆、小豆、蕎麦、煙草、材木、板、布、若桜戸、綱糸、木地挽、茶、清酒などが挙げられ、県都と播州を結ぶ因幡の小都市としての性格を継承していたものと思われる。また、若桜は「千軒友食い」とも言われ、50余りの職種があったと伝えられている。

明治中期に入り、製糸工場が県内各地に設立され、大正にかけて製糸業が栄えた。この間、労働力として「但馬の糸ひき」と呼ばれた若い娘たちが若桜に出稼ぎに来ており、中には若桜に居つく者もいた。明治44年の統計文書によると、小売業や製糸業、製材業の従事者によって宿の人口が増加したことがうかがえる。

明治末期になると、豊富な森林資源を背景に木炭業、製材業が盛んとなり、明治45年の山陰本線の開通とも相まって、若桜は木材と木炭の一大集散地となった。昭和5年（1930）若桜線開通式の記事では木材は6,300トン、木炭は3,900トンを年々移出していると伝えている。

交通体系が大きく変化するとともに、本通りから若桜駅までをつなぐ駅前通りの開通に伴い、若桜の町並みにも一部変化が生じた。昭和9年(1934)には八東川に鉄筋コンクリート造三連アーチの若桜橋(国登録有形文化財)が架けられ、交通が増す中で、昭和10年頃には本通りに約180店が軒を並べる商店街を形成している。

昭和39年(1964)頃には若桜の中心街を迂回するように新しい国道29号が開通し、また、新しい国道29号と若桜駅を連絡する道も通された。

こうした交通や産業の変遷とともに変化した近世からの地割りや街道、水路などの町の骨格、そして明治の大火後の復興の町なみを多様な歴史的風致として今に伝えている。

(2) 保存地区の現況

保存地区は、東西約680m、南北約740m、面積約9.5haの範囲で、主として明治から昭和30年代にかけて建てられた伝統的な建造物群が今日までよく残されている。一方、生活様式の変化やモータリゼーションの発展に伴い、現代建築への建て替えや既存の建物を後退もしくは更地にして駐車場として利用する例も散見されるようになってきた。また、水路や水路の水汲みや作業をするために設けられた段差である「イトバ」はグレーチングによる暗渠化や現代的なコンクリート化、埋設化などの変化が多く見られる。このような変化が見られるものの、町割や建物、旧来の石積工法を用いた水路、イトバ、中庭など生活と水が密接に関わってきた歴史的風致が現在も維持されている。

近代以降に成立した町並みが残されていることは以前から認識されており、保存のための具体的な動きが始まったのは比較的近年で、2000年代に入ってからのことである。平成12年度(2000)に(有)堂計画室(倉吉市)の町並み整備調査、平成16年度から18年度にかけてNPO法人市民文化財ネットワークによる景観まちづくり研修会が開催され、平成18年度(2006)には奈良文化財研究所による大木島家住宅の鳥取県近代和風建築総合調査に伴う若桜の伝統的建造物群の遺存状況調査が行われている。また、平成19年(2007)には古都飛鳥保存財団の「美しい日本の歴史的風土準百選」に選定され、平成20年度(2008)に鳥取環境大学浅川滋男研究室による文化的景観調査がおこなわれている。

また、平成20年(2008)には若桜鬼ヶ城跡が国の史跡に指定されるとともに、若桜鉄道の施設が国の登録有形文化財となり、文化財の保存と活用に対する盛り上がりが見られるなか、平成24年(2012)の第9次若桜町総合計画に伝統的な町並みの保存を課題として取り上げ、官民一体の保存体制を目指し、伝統的建造物を活用した店舗や休憩所の整備などがおこなわれた。平成26年度(2014)に若桜町で全国近代化遺産活用連絡協議会がおこなわれ、全国から約150名の文化財関係者の参加があり、改めて若桜の町並みの価値について参加者の認識の共有を深めた。これらの活動を経て、平成27・28年度(2015・2016)に実際の町並みの保存を目指す「伝統的建造物群保存対策調査」が文化庁・鳥取県の補助を受けておこなった。町では、調査と平行し、地区内に残される伝統的建造物の維持及び活用を図るため、建物を所有者より借り受け、公開活用施設として改修を行った「若桜民芸館」(平成27年度)「若桜迎賓館」(28年度)が開館した。

(3) 保存地区の特性

① 街路の基本構成

街路の中心は若桜橋から北西に延びる「本通り」（「若桜往来」「若桜街道」ともいう。）で、これと平行して北東側に「蔵通り」、南西側に「旧若桜街道」、北側の浦町にある寺院の参道を含めて連絡するように直交する小路が十数条ある。以前の若桜街道は農人町沿いの通りを南東に進み、旧若桜小学校前で北東側にクランクして現在の本通りに入って南東に進み、寿覚院東側でさらに北東側にクランクする道筋である。本通りは先述のとおり、明治15年より進められた道路の改修により、道路が延長され、幅員が拓げられて現在の姿へと変化した。本通りを直交する道路は、近世期から踏襲されたものと「八東郡若桜宿 宿会議決書」に基づく防火対策もしくは駅の開業などの再開発によって新設されたものがある。

② 本通りの町並み

表通り沿いは短冊形の敷地割りがなされ、切妻造、平入、正面にカリヤを付す伝統的な主屋や特に駅前通り付近には二階建の腕木庇をもつ伝統的な主屋が道路に沿って並び、歴史的町並みを形成している。多くは3間程度の間口であるが間口6間以上の区画も散見され、大型の町家が建つ。本通り両側の水路には豊富な水が流れ、常に水音がしており、カリヤ内側にイトバやホリをもつ町家もある。

本通り南裏は番場川に面し、一部は番場川を越えて殿町側に延びている。敷地裏側には土蔵や離れ、木屋などが建てられている。

大火後、焼失家屋の復興に当たっては養蚕の準備として二階建とするものもあり、現在もその面影を残している

③ 裏通りの町並み

蔵通り南東側は本通りに面する宅地の裏手にあたり、明治期の大火からの復興にあつて土蔵を集中的に配置して防火性能を高めた部分で、現在も土蔵が多く残る。蔵通り北西側は4ヶ寺や西側の大木島家住宅の大きな敷地があり、特色ある景観を見せている。

農人町に面した旧若桜街道は明治18年の大火を経て、本通りが西に延長されてからは中心街としての機能を失っていく。本通りと同様、3間間口の2階建て切妻造平入の伝統的な建物が点在し、木質感の濃い町家となっているが建築年代が新しいものもある。

④ 水路の基本構成

若桜地内の水路は八東川上流の1カ所から取水し、7本の水路に分かれる。このうち4本が街道沿いを流れており、殿町通り、本通りの両側、新町と蔵通りに沿って流れる。また、山田町～農人町を流れる背割水路（番場川）と山田町・新町の境界部を流れる水路、新町の北東側住宅の背割水路（下流で若桜鉄道若桜駅流雪溝に直結）の3本が敷地の裏側を流れている。

若桜の水利の特異な点として、敷地内部を水路が循環することにある。一部の住宅では本通り沿いの水路から水を取り込み、敷地内の土間や中庭の池を經由して敷地背面の背割水路に排水する仕組みが残されているが、上下水道の整備によって現在では失われつつある。また、敷地正面の水路は洗顔、歯磨き、洗い物などの上水的な利用、背割水路はおしめを洗うなど下水的な利用がされていた。このほか、水路利用のため水汲みや作業をする段差「イトバ」や水路から水を引き入れ、食用のための鯉を飼うための貯水槽である「ホリ」が吹き抜けのカリヤの下に点在する。

(4) 伝統的建造物の特性

保存地区内の伝統的建造物には、主屋・土蔵・付属屋・寺院建築がある。

保存地区の町家は、短冊形敷地のうち主たる道路側に面して主屋を建て、その背面に別棟となる土蔵・離れなどの付属屋、庭などを設けている例が多い。主屋は敷地間口いっぱい建てられ、後方の土蔵や付属屋は敷地間口に余裕をもたせ、通路や庭が設けられることが多い。なお、中町の北側町家の敷地背面は土蔵が妻を見せて立ち並び、独特の景観を見せる。明治の大火が原因で、地区内ほぼすべての伝統的建造物は明治以降の建築とみられる。工作物としては、塀・門・水路の石積護岸があげられる。環境物件としては水路の流路並びに池泉を配した庭園、庭池などがあげられる。

① 主屋

町家の主屋はほとんどが木造二階建、切妻造、平入で、2階は階高が低いものが多い。現状は瓦葺や鉄板葺がほとんどで、かつては石置きの杉皮葺が主流であった。正面にカリヤ（吹放しの差掛け庇）を付すものが多く、昭和初期に開かれた駅前通り周辺には、二階建の正面に腕木庇を取り付けたものも分布する。カリヤは現状では室内に取り込む改造を受けている例も多いが、取り込まれないで現存するものではカリヤ内にイトバ（洗い場）やホリ（食用の鯉を飼う水槽）が現存していることも多い。背面側にも差掛け庇を付し、角屋を張り出して風呂や便所などの水廻りが置かれる。間口は3間弱の狭いものも多く、一部に6間程度の広いものがある。1階の間取りは東側を通り土間とする一列三室型が基本で、間口の広いものは二列六室の平面となる。2階は年代の新しいものほど発達することが読み取れ、明治期のものでも正面側のみ設けるもの、正背面に設けるもの、正面と中の間上に設けるもの、総二階に近いものなど、様々な間取りがあり、床・棚を設けた二階座敷をもつものもある。

このほか、地区内には洋風の応接間をもつ本格的な近代和風住宅もある。

② 土蔵

二階建、切妻造、瓦葺、妻入のものも多く、敷地奥の裏道沿いや番場川沿いに置かれることが多い。外観は腰上を白漆喰塗り、腰下を下見板や堅板張りとし、鏝絵やなまこ壁、時代を現しスクラッチタイルをあしらったものなどがある。

③ 付属屋

町家に建てられる付属屋として離れや木屋があげられる。離れは主屋の背後に角屋や廊下が延びて主屋と接続し、二階建で上階に庭を望む床・棚付の座敷をもつものも多い。近代和風らしい銘木を使った数奇屋風の座敷が見られる。

材木を貯蔵していた木屋は林業や製材業で栄えた若桜の特徴と考えられる。倉庫として使用するために大空間を実現しているが、現状はほとんどが物置として使用されている。

④ 寺院建築

寺院は蔵通りの北東に蓮教寺、正栄寺、西方寺、寿覚院の4ヶ寺が建ち並ぶ。いずれも明治大火後の建築であるが、明治期復興の本堂が揃い、宗派と時代の特徴を表している。このほか鐘楼・庫裡など伝統的な建築が残されている。

⑤ 工作物

塀は、北裏筋沿いを中心に見られ、6尺程度の高さで、壁が真壁造で腰板を貼

ったものもしくは板塀のものがある。屋根は瓦葺もしくは鉄板葺の簡易な屋根を設けるものがある。また、石柱門を建てる住宅や寺院があり、門扉のあるものもないものがある。

水路は近世以来のものと考えられる非常に複雑なネットワークをもつもので、開渠となっている水路では本通り沿いの一部に切石積みが、番場川沿いには玉石積みによる旧来の石積工法による法面が残されている。また、住宅の敷地内に旧来から残されるイトバやホリ、宅内を流れる水路なども点在している。

⑥ 環境物件

保存地区内には、街道沿い並びに敷地の背面側などを中心に水路が網目のように張り巡らされており、旧来の石積もしくはモルタルで覆われている。流路の基本線は江戸期より引き継がれてきたものである。また、一部の住宅では街道側の水路から水を取り込み、敷地内の土間を経由し、中庭の池の水として利用し、敷地の背面へ排水されている。このような庭園は寺院や一部の住宅などに点在している。

(5) 保存の方向

保存地区は、近世期までになされた地割りをよく踏襲し、その短冊型の敷地上に主屋・土蔵・付属屋などの建造物が立ち並ぶ区域及び寺院の並ぶ地域からなる。こうした建造物群の集積は、近世初期の城下町の成立を基本に周辺地域における物資の集散地としての発展とともに栄え、その繁栄を背景に近代以前の地割や水路を活かしながら、明治期の大火による全焼の被害から甦って形成された町の特徴を今に伝えるものである。

若桜の伝統的建造物群保存地区はこの地区で営まれた生活が積み重ねた歴史の歩みを示す貴重な文化遺産と認められるものであり、町民の誇りとするものである。このことから、地区住民はもとより全町民的な理解と協力のもと、保存地区に残る歴史的・文化的に価値の高い建造物群と水路やイトバなど周囲の歴史的環境をもとに後世に伝え、地区の歴史的な特性を活かしたまちづくりを進めることにより健全な住環境の整備と産業の振興などに努め、若桜町の文化基盤の向上を図るものとする。

(6) 保存の内容

- A. 保存地区の特性を踏まえ、地割りや敷地の利用形態を継承する。
- B. 保存地区内の伝統的建造物群の特性を維持していると認められる建築物及びその他の工作物を「伝統的建造物」として別項の具体的基準に基づいて特定する。
- C. 保存地区を特色づける環境要素のうち、伝統的建造物群と一体をなす環境を保護するため、特に必要があると認められる物件を「環境物件」として別項の具体的基準に基づいて特定する。
- D. 保存地区内にある伝統的建造物の外観の修理について「修理基準」を定める。その内容は伝統的建造物群の特性の維持を基本とする。
- E. 保存地区内にある環境物件の現状維持及び復旧について「復旧基準」を定める。
- F. 保存地区内にある伝統的建造物以外の建築物の新築・増築・改築・移転などに係る外観の修景及び工作物の修景について「修景基準」を定める。その内容は伝統的建造物群の特性に合致したものである。
- G. 保存地区の歴史的風致に伝統的建造物以外の建築物等及び工作物の外観を調和させるための基準として「許可基準」を定める。その内容は伝統的建造物

群の特性に配慮したものとする。

- H. 上記の修理・復旧・修景・許可に関わる基準を適切にして運用して、保存地区の歴史的風致を維持形成するとともに、地区の特性を活かした生活環境の整備に努める。
- I. 伝統的建造物の保全と地域の健全な生活環境の整備のため、雪対策や火災予防と万全な消火設備の設置、地震に備える耐震対策等の防災環境の整備、管理施設の設置を進める。
- J. これらの目的を達成するために、防災施設・管理施設などや町有財産の修理・修景・復旧事業は町がおこない、一般の修理・修景事業などで所有者等がおこなうものについては、町の補助事業としておこなうことができるものとする。
- K. 以上の目的の遂行にあたって、保存地区内及びその周辺の住民や事業者によるまちづくりを主体に、町長・町教育委員会及び関係部局のほか、関連する諸団体・組織などが協力して進める。
- L. 保存事業にあたって、保存地区住民の生活環境の快適性・利便性・防災機能の向上や保存地区の特性を活かした生活環境の整備に十分配慮するものとする。
- M. 保存地区を核としたまちづくりの推進に向け、地域の経済活動の活性化や住民との連携体制の構築を行う。

(7) 推進体制の整備

保存地区の維持管理のため、ハード面の保存整備への支援だけでなく、地域住民が自らのまちについて興味・関心を持ち、コミュニティの維持を図っていくため、まちづくりについて考える住民団体の設立とともに住民同士が意見交換できる機会を設けるため、必要な支援を行う。

地域住民と町の連絡体制を円滑に進めていくため、町の技術指導や相談などの行政内部の体制整備に向け、建設部局もしくは教育委員会事務局に修理修景の際の技術指導や相談を受けることができる技師の配置を目指すとともに、住民と建築専門家、建築業者、鳥取県ヘリテージ・マネージャー等と連携し、町が円滑に保存整備事業を進めることができる体制の構築を図る。

また、修理・修景・復旧に必要な材料確保のため、建築物の修理時に発生する古材・石材などの再利用を可能とする体制の整備を検討する。

3 保存地区内における伝統的建造物及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要と認められる物件の決定

(1) 伝統的建造物

保存地区内に所在する以下の建築物と工作物を「伝統的建造物」として特定する。

建築物については、昭和 30 年代までに建てられた主屋・土蔵・付属屋並びに社寺建築で、外観の意匠・構造・使用材料などの点において地区の伝統的建造物群の諸特性を維持していると認められるもののうち、別表 1 並びに別図 2 に示す物件とする。

工作物については、昭和 30 年代までに建てられた門・塀・石造物・石積護岸などで、伝統的な様式または工法により伝統的建造物群の諸特性を維持していると認められるもののうち、別表 2 並びに別図 3～5 に示す物件とする。

(2) 環境物件

伝統的建造物群と一体をなして歴史的風致を形成する物件で、保存地区の歴史的風致を維持するため、特に必要と認められる自然物・土地・水路の流路などのうち、別表3並びに別図6に示す物件とする。

4 保存地区内における建築物等の保存整備計画

(1) 保存整備の方向性

保存地区内の伝統的建造物は保存状態の良いものも多いが、一方で老朽化による破損や機能更新などによる外観の模様替えにより地区の歴史的風致を損なっているものも少なくない。しかし、これらの大多数は適切な修理によって地区の歴史的風致にふさわしい外観に回復することが可能である。また、伝統的建造物は経験的にある程度の耐震性能を有しているものの、現代的な耐震基準からは耐力が不足していることが予想される。このような現況認識に基づき、伝統的建造物については、修理に際し外観の維持や復原的手法により整備とともに、積雪荷重を考慮した耐震性能の向上を図ることとする。

伝統的建造物以外の建造物については、新築・増築・改築の機会に、外観に対する修景基準や許可基準を適切に運用することにより保存地区の歴史的景観を維持・向上させていく。

環境物件について、現在の水路等は可能な限り現状維持を図り、必要に応じて旧来の姿への復旧を進める。

(2) 保存整備計画

① 伝統的建造物の保存

A. 伝統的建造物の保存整備

痕跡・歴史資料等から履歴を調査したうえで、主としてその外観を維持するため、現状あるいは復原的手法による修理をおこなう。伝統的建造物群の特性にそぐわない外観の変更が加えられているものについては、然るべき旧状への復原を目指す（別表4）。

B. 防災機能の向上

保存整備にあたっては、構造耐力上主要な部分の補強・修理に努め、積雪荷重を考慮した耐震性など防災性能の向上を図るよう努める。

C. 復原修理が困難な箇所への対応

伝統的建造物の修理に際し、利活用の都合などで復原が困難な箇所については修景基準を準用するものとする。

② 環境物件の現状維持及び復旧

歴史的風致の形成に寄与している水路などの環境物件については現状維持を基本とするが、必要に応じて復旧基準により水路の護岸を現状のコンクリート造から石積みへの復旧や、グレーチングなどを撤去し水路の開渠を図る（別表5）。

③ 伝統的建造物以外の建築物等の修景など

伝統的建造物以外の建築物等の新築・増築・改築・移転または修繕・模様替えもしくは色彩の変更は、伝統的建造物群の特性に調和するように修景基準に基づき修景し、または地区の歴史的風致と調和させるため、許可基準に合致させるものとする（別表6、7）。

5 保存地区内における建造物及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するために特に必要と認められる助成措置等

(1) 経費の補助

町は、保存活用計画の修理基準及び修景基準に基づく事業に対し、別に定める「若桜町伝統的建造物群保存地区保存整備事業補助金交付要綱」により、必要な助成をおこなう。

(2) 技術的支援

町は、保存地区の歴史的風致を維持し向上させるため、修理・復旧・修景などに係る設計相談などの技術支援をおこなう。

(3) 固定資産税の軽減

町は、保存地区の修理や修景に資する土地及び家屋に係る固定資産税の軽減に努める。

(4) 保存団体への助成

町は、保存地区住民により組織された保存団体の活動や伝統的建造物の保存に対する技術の向上等を目的とした団体の活動に要する経費に対し、必要な助成をおこなう。

(5) 顕彰及び普及啓発

町は、保存地区の保存に顕著な功績を残した者や保存地区にふさわしい事業や活動を実施した個人・団体・事業所等に対し、その功績の顕彰に努める。

また、歴史的風致を維持向上し、良好な生活環境の形成を円滑に進めるために、町民・事業者・来訪者に対する普及啓発に努めるとともに、保存地区内の保存団体が主催する視察や研修などの事業に対し、必要な支援を行う。

(6) 保存技術の向上と継承

町は、修理技術者及び技能者の育成に努め、伝統的建造物の保存技術の向上と継承を図る。

6 保存地区の保存及び活用のため必要な管理施設及び設備並びに環境の整備計画

(1) 管理施設等

保存地区内の住民と来訪者が理解を深めるために、保存地区に関する歴史資料の保存活用を推進する施設の整備を検討する。このほか、歩行者と来訪者が快適かつ安全に散策できるよう保存地区内外の適切な箇所に、保存地区の歴史的風致に合わせた標識・案内板・説明板などを設置する。

(2) 防災施設等

保存地区内における火災、地震、雪害などに対する防災設備の拡充に努める。

このために、将来的に火災・地震・雪害などの災害に対応するための防災計画を策定し、必要な設備や施設の整備を図る。また、町消防団や住民による総合的な自主防災組織等の体制整備、初期消火体制の充実などを進める。

防災上必要な整備としては、火災に対しては出火防止・早期発見及び早期通報・初期消火・二方向避難・延焼防止など、地震に対しては耐震補強の促進等による倒壊防止などを目的とした効果的な施設や設備の設置を図る。

(3) 環境の整備等

保存地区には貴重な町並みが残されていると同時に、住民の生活の場であることから歴史的環境とともに生活環境の維持を両立させた整備を進める。主として、保存地区の保存整備事業に加え、保存地区周辺に来訪者向けの公衆トイレ・ポケットパーク・観光駐車場等の整備を検討する。

街路や水路に関しては、まちづくりの方針に基づき、道路の美装化、電柱の取り扱い、歴史的水路の開渠化や護岸の整備を検討する。屋外広告物については町と住民と協議しながら保存地区の歴史的風致に合わせたルールづくりの確立を目指す。

また、若桜の歴史的風致を継承していくためには、地域住民の生活や経済活動が健全に維持されることが重要であるため、保存地区内の建物を活用した生業活動や出店のサポート体制など、保存地区内の住民の経済活動が可能な環境の整備に努める。さらに、移住定住政策や空き家活用による人口減少対策を図るとともに、「若桜未来ビジョン」をはじめとする各種計画に基づいた地域づくりに取り組む。

保存地区を取り巻く周辺環境についても伝統的建造物等が所在し、保存地区の歴史的風致を補完している側面があることから、他制度を利用するなど良好な歴史的風致の維持を目指す。

(4) 保存地区の公開活用施設等

住民向けに管理上の相談、指導にあたるための拠点施設や来訪者向けに普及啓発のための施設の設置を検討する。また、すでに整備が行われている施設を有効活用し、保存地区及びその周辺地域の歴史・文化等について理解を深めることができるよう連携を図る。

7 保存地区の保存及び活用のために必要な事業

(1) 保存地区の保存及び活用に資する情報発信等

保存地区を中心とし、歴史を活かしたまちづくり、地域活性化に向けて必要な情報発信を進める。主には保存地区周辺の文化財や観光施設と連携した誘客の促進のため、周遊ルートの設定や定期的な伝統的建造物の公開、建造物内におけるイベントの開催、地区のパンフレットや各種媒体を利用した情報発信、選定地区内におけるワークショップ、普及啓発のための講座やシンポジウムを開催する。

(2) 保存地区の保存及び活用に資する人材育成等

保存地区の保存及び活用に理解を示してもらうため、保存活用計画及び今後町で策定するまちづくりに関する計画について、町民向けに説明する機会を設ける。また、来訪者の受け入れ態勢の拡充のため、研修会や視察等により、保存地区を含めた若桜町の歴史や文化財に精通した観光ガイド等の育成に努める。

また、保存地区修理のための技術者もしくは業者の育成のため、必要な研修を開催するとともに、修理事業の施工や設計監理を請け負う業者に対し技術指導など必要な支援を行う。

別表1 伝統的建造物（建築物）

番号	種別	員数	所在地	備考
1-1	寺院建築	1	若桜町若桜61	本堂
1-2	寺院建築	1	若桜町若桜61	庫裡
1-3	寺院建築	1	若桜町若桜61	鐘楼
2	主屋	1	若桜町若桜799-1	
3	主屋	1	若桜町若桜798-9	
4	主屋	1	若桜町若桜798-8	
5	主屋	1	若桜町若桜798-6	
6	主屋	1	若桜町若桜135-2	
7	主屋	1	若桜町若桜135-6	
8	主屋	1	若桜町若桜136	
9	主屋	1	若桜町若桜137-3	
10	主屋	1	若桜町若桜200	
11	主屋	1	若桜町若桜172	
12-1	主屋	1	若桜町若桜173	
12-2	土蔵	1	若桜町若桜173	
13-1	寺院建築	1	若桜町若桜306	本堂
13-2	寺院建築	1	若桜町若桜306	庫裡及び玄関
13-3	寺院建築	1	若桜町若桜306	土蔵
13-4	寺院建築	1	若桜町若桜306	鐘楼
14	主屋	1	若桜町若桜275	
15	主屋	1	若桜町若桜267	
16	主屋	1	若桜町若桜266-1	
17	主屋	1	若桜町若桜259	
18-1	主屋	1	若桜町若桜281	
18-2	土蔵	1	若桜町若桜281	
19-1	主屋	1	若桜町若桜283	
19-2	付属屋	1	若桜町若桜283	
19-3	土蔵	1	若桜町若桜283	
20-1	主屋	1	若桜町若桜303	
20-2	土蔵	3	若桜町若桜303	
21-1	主屋	1	若桜町若桜288	
21-2	土蔵	1	若桜町若桜288	
21-3	土蔵	1	若桜町若桜288	
22-1	主屋	1	若桜町若桜290	
22-2	土蔵	1	若桜町若桜290	
22-3	土蔵	1	若桜町若桜290	

番号	種別	員数	所在地	備考
23-1	主屋	1	若桜町若桜292	
23-2	土蔵	1	若桜町若桜292	
23-3	土蔵	1	若桜町若桜292	
24	主屋	1	若桜町若桜297	
25	主屋	1	若桜町若桜298	国登録有形文化財
26	主屋	1	若桜町若桜430	
27	主屋	1	若桜町若桜427	
28	主屋	1	若桜町若桜424	
29	主屋	1	若桜町若桜419	
30	主屋	1	若桜町若桜376	
31-1	主屋	1	若桜町若桜378	
31-2	土蔵	1	若桜町若桜378	
32	主屋	1	若桜町若桜386	
33	主屋	1	若桜町若桜390-1	
34	主屋	1	若桜町若桜398-1	
35	主屋	1	若桜町若桜389-1	
36-1	寺院建築	1	若桜町若桜300	本堂
36-2	寺院建築	1	若桜町若桜300	妙見堂
37-1	主屋	1	若桜町若桜361	本屋
37-2	主屋	1	若桜町若桜361	応接等
37-3	主屋	1	若桜町若桜361	離れ
37-4	土蔵	1	若桜町若桜361	蔵通り側
37-5	土蔵	1	若桜町若桜361	奥側
38	主屋	1	若桜町若桜409	
39-1	主屋	1	若桜町若桜1214-9	
39-2	土蔵	1	若桜町若桜1214-9	
40	主屋	1	若桜町若桜1213-5	
41	土蔵	1	若桜町若桜1217-9	
42-1	倉庫	1	若桜町若桜1223-2	
42-2	倉庫	1	若桜町若桜1223-2	
42-3	倉庫	1	若桜町若桜1223-2	
42-4	付属屋	1	若桜町若桜1223-2	
42-5	土蔵	1	若桜町若桜1223-2	
43-1	主屋	1	若桜町若桜1242-2	
43-2	主屋	1	若桜町若桜1242-2	
43-3	土蔵	1	若桜町若桜1242-2	
44	主屋	1	若桜町若桜1213-2	

番号	種別	員数	所在地	備考
45	主屋	1	若桜町若桜1216-5	
46	主屋	1	若桜町若桜1217-1	
47-1	主屋	1	若桜町若桜1221-1	
47-2	付属屋	1	若桜町若桜1221-1	
48	主屋	1	若桜町若桜1227-1	
49	主屋	1	若桜町若桜1227-22	
50	主屋	1	若桜町若桜492-3	
51	主屋	1	若桜町若桜477	
52	主屋	1	若桜町若桜525	
53	主屋	1	若桜町若桜545-1	
54	倉庫	1	若桜町若桜562	
55-1	主屋	1	若桜町若桜 168	
55-2	土蔵	1	若桜町若桜 168	
55-3	土蔵	1	若桜町若桜 168	
55-4	土蔵	1	若桜町若桜 168	55-2 に付属
55-5	土蔵	1	若桜町若桜 168	55-2 に付属
55-6	付属屋	1	若桜町若桜 170	
56-1	主屋	1	若桜町若桜 401	
56-2	主屋	1	若桜町若桜 401	
56-3	病院	1	若桜町若桜 401	

別表2 伝統的建造物（工作物）

番号	種別	員数	所在地	備考
A-1	門	1	若桜町若桜160	A-2 に付属
A-2	塀	1	若桜町若桜160	A-1 に付属
A-3	門	1	若桜町若桜160	
A-4	塀	1	若桜町若桜1221-1	
A-5	塀	1	若桜町若桜1221-1	
A-6	塀	1	若桜町若桜401	
A-7	塀	1	若桜町若桜401	
A-8	塀	1	若桜町若桜401	
B-1	イトバ	1	若桜町若桜135-6	
B-2	イトバ	1	若桜町若桜798-8	
B-3	ホリ	1	若桜町若桜136	
B-4	イトバ	1	若桜町若桜200	
B-5	イトバ	1	若桜町若桜199	
B-6	イトバ	1	若桜町若桜185	
B-7	ホリ	1	若桜町若桜172	
B-8	イトバ	1	若桜町若桜280	
B-9	イトバ	1	若桜町若桜284	
B-10	ホリ	1	若桜町若桜292	
B-11	イトバ	1	若桜町若桜298	
B-12	イトバ	1	若桜町若桜430	
B-13	イトバ	1	若桜町若桜378	
B-14	イトバ	1	若桜町若桜1213	
B-15	イトバ	1	若桜町若桜1221-1	
C-1	石積護岸	1	若桜町若桜120-2に面した水路	
C-2	石積護岸	1	若桜町若桜106-2から若桜町若桜105までの水路	
C-3	石積護岸	1	若桜町若桜136-11に面した水路	
C-4	石積護岸	1	若桜町若桜135-7に面した水路	
C-5	石積護岸	1	若桜町若桜793-1から若桜町若桜794-15までの水路	

番号	種別	員数	所在地	備考
C-6	石積護岸	1	若桜町若桜793-8から若桜町若桜799-8までの水路	
C-7	石積護岸	1	若桜町若桜795-1に面した水路	
C-8	石積護岸	1	若桜町若桜798-1に面した水路	
C-9	石積護岸	1	若桜町若桜795-3に面する水路	
C-10	石積護岸	1	若桜町若桜796-4から若桜797-4までの水路	
C-11	石積護岸	1	若桜町若桜797-5から若桜797-3までの水路	
C-12	石積護岸	1	若桜町若桜164-2から若桜町若桜165-6までの水路	
C-13	石積護岸	1	若桜町若桜165-14に面した水路	
C-14	石積護岸	1	若桜町若桜200-2から若桜町若桜189までの水路	
C-15	石積護岸	1	若桜町若桜205-1から若桜町若桜218-4までの水路	
C-16	石積護岸	1	若桜町若桜224-3に面した水路	
C-17	石積護岸	1	若桜町若桜178から若桜176までの水路	
C-18	石積護岸	1	若桜町若桜302-1から若桜町若桜302-3までの水路	
C-19	石積護岸	1	若桜町若桜276から若桜275までの水路	
C-20	石積護岸	1	若桜町若桜273から若桜264までの水路	
C-21	石積護岸	1	若桜町若桜231から若桜253-3までの水路	
C-22	石積護岸	1	若桜町若桜262と若桜257までの水路	
C-23	石積護岸	1	若桜町若桜434から若桜432までの水路	
C-24	石積護岸	1	若桜町若桜429から若桜424までの水路	
C-25	石積護岸	1	若桜町若桜415から若桜411までの水路	
C-26	石積護岸	1	若桜町若桜440から若桜452までの水路	

番号	種別	員数	所在地	備考
C-27	石積護岸	1	若桜町若桜438-1から若桜472-2までの水路	
C-28	石積護岸	1	若桜町若桜468に面した水路	
C-29	石積護岸	1	若桜町若桜1226-16から若桜町若桜1227-18までの水路	
C-30	石積護岸	1	若桜町若桜1242-2に面した水路	
C-31	石積護岸	1	若桜町若桜306と若桜町若桜303に挟まれた水路	若桜 306 側の片側
C-32	石積護岸	1	若桜町若桜307と若桜306を通る水路	
C-33	石垣	2	若桜町若桜306	庭園背面
D-1	石橋	1	若桜町若桜135-2	
D-2	石橋	1	若桜町若桜137-1	
D-3	石橋	1	若桜町若桜160	
D-4	石橋	1	若桜町若桜185	
D-5	石橋	1	若桜町若桜165	
D-6	石橋	1	若桜町若桜182	
D-7	石橋	1	若桜町若桜168	
D-8	石橋	1	若桜町若桜182	
D-9	石橋	1	若桜町若桜168	
D-10	石橋	1	若桜町若桜180	
D-11	石橋	1	若桜町若桜172	
D-12	石橋	1	若桜町若桜284	
D-13	石橋	1	若桜町若桜298	
D-14	石橋	1	若桜町若桜298	
D-15	石橋	1	若桜町若桜432	
D-16	石橋	1	若桜町若桜430	
D-17	石橋	1	若桜町若桜376	
D-18	石橋	1	若桜町若桜428	
D-19	石橋	1	若桜町若桜380	
D-20	石橋	1	若桜町若桜424	
D-21	石橋	1	若桜町若桜417	
D-22	石橋	1	若桜町若桜 548	

番号	種別	員数	所在地	備考
D-23	石橋	1	若桜町若桜1221-1	
D-24	石橋	1	若桜町若桜1221-1	
D-25	石橋	1	若桜町若桜1226-1	
D-26	石橋	1	若桜町若桜401	

別表3 環境物件

番号	種別	員数	所在地	備考
E-1	水路	1	若桜町若桜793-1と若桜739-1の間から若桜1242-3と若桜603の間まで	
E-2	水路	2	若桜町若桜799-13と122-8の間から若桜町若桜1221-3と若桜1223-1の間まで	
E-3	水路	1	若桜町若桜120-1と106-1の間から若桜165-6と若桜1165-6の間まで	
E-4	水路	1	若桜町若桜67と若桜69-2の間から1214-14と若桜1197-3の間まで	
E-5	水路	1	若桜町若桜468と若桜469の間	
E-6	水路	1	若桜町若桜499-2と465-1の間から若桜473-2と若桜472-2の間まで	
E-7	水路	1	若桜町若桜522-4と519-2の間から若桜480-3と若桜479の間まで	
E-8	水路	1	若桜町若桜522-3と若桜487の間から若桜545-2と若桜580-3の間まで	
E-9	水路	1	若桜町若桜1223-2と若桜1224-4の間から若桜1224-10と1220-7の間まで	
E-10	水路	1	若桜町若桜1224-11と若桜1225-14の間から若桜1224-10と1225-3の間まで	
E-11	水路	1	若桜町若桜1224-2と若桜1226-16の間から若桜1242-9と1227-3の間まで	
E-12	水路	2	若桜町若桜1221-1と若桜1222-1の間から若桜1242-3と若桜1227-5の間まで	
E-13	庭池	1	若桜町若桜798-6	水無し

番号	種別	員数	所在地	備考
E-14	庭池	1	若桜町若桜430	水無し
E-15	庭園	1	若桜町若桜306	鳥取県指定 名勝

別表4 修理基準

建築物	主としてその外観を維持するため、原則として、履歴を調査の上、現状維持または然るべき旧状に復原修理する。
工作物	原則として、履歴を調査の上、現状維持または然るべき旧状に復原修理する。

別表5 復旧基準

環境物件	履歴を調査の上、伝統的町並みに調和するよう現状維持もしくは旧状へ復旧する。
------	---------------------------------------

別表6 修景基準

		主街路沿い 旧若桜街道・県道沿い	北裏筋 上町～下町の 北裏通り	その他 左記以外の細街路
主屋	敷地	かつての敷地形態を尊重する		
	配置	前面外壁の位置を、周囲の伝統的建造物に揃える		
	構造	原則木造とする 既存の非木造建築を修景する場合は、外観にかかる部分を木造とする		
	規模 間取	外観上、間口3間程度、最大6間とする		
	高さ	二階建て以下とし、棟高は周囲の伝統的建造物と調和した高さとする		
	基礎	外観上は周囲の伝統的建造物に倣う		
	屋根	屋根勾配は周囲の伝統的建造物に倣い、切妻造、平入、鉄板もしくは日本瓦葺とする		
	軒	軒裏は垂木現しとし、軒の出は周囲の伝統的建造物に倣う		
	カリヤ 庇	1階正面にはカリヤもしくは庇を設け、構造・位置・高さ・勾配は周囲の伝統的建造物に倣う		
	外壁	正面は真壁造漆喰塗とし、腰板壁がつく場合は、腰貫の下に縦板とする。側面が街路から望見できる場合は、板張とする		
	開口部 建具	開口部の形式は地区内の伝統的建造物に倣う 建具は原則木製とする		
	色彩	無彩色もしくは周囲の伝統的建造物と調和した古色塗とする		
	設備	色彩や材質等に配慮し、覆いなどを工夫する		
土蔵	構造			原則木造とする。既存の非木造建築を修景する場合は、外観にかかる部分を木造とする
	規模			間口は3間程度とする
	高さ			二階建て以下とし、棟高は周囲の伝統的建造物と調和した高さとする
	基礎			外観は少なくとも切石積にみせる

土蔵	屋根		屋根勾配は周囲の伝統的建造物に倣い、切妻造、日本瓦葺とする
	軒		塗込もしくは置屋根とする
	外壁		大壁、漆喰塗、腰下は板張とする
	開口部 建具		周囲の伝統的建造物に倣う 建具は原則木製とする
	色彩		無彩色もしくは周囲の伝統的建造物と調和した古色塗とする
	設備		色彩や材質等に配慮し、覆いなどを工夫する
付属屋	構造		原則木造とする
	高さ		二階建て以下とし、棟高は周囲の伝統的建造物と調和した高さとする
	基礎		外観上は周囲の伝統的建造物に倣う
	屋根		屋根勾配は周囲の伝統的建造物に倣い、切妻造、鉄板もしくは日本瓦葺とする
	軒		軒裏は垂木現しとし、軒の出は周囲の伝統的建造物に倣う
	外壁		周囲の伝統的建造物に倣う
	開口部 建具		地区内の伝統的建造物に倣う 建具は原則木製とする
	色彩		無彩色もしくは周囲の伝統的建造物と調和した古色塗とする
	設備		色彩や材質等に配慮し、覆いなどを工夫する
工作物	門	構造・仕様は伝統的なものに倣う	
	塀	構造・仕様は伝統的なものに倣う	
	石橋・イトバ	構造・仕様は伝統的なものに倣う	
	石積護岸	構造・仕様は伝統的なものに倣う	

※この表によらないものについては別途協議とする

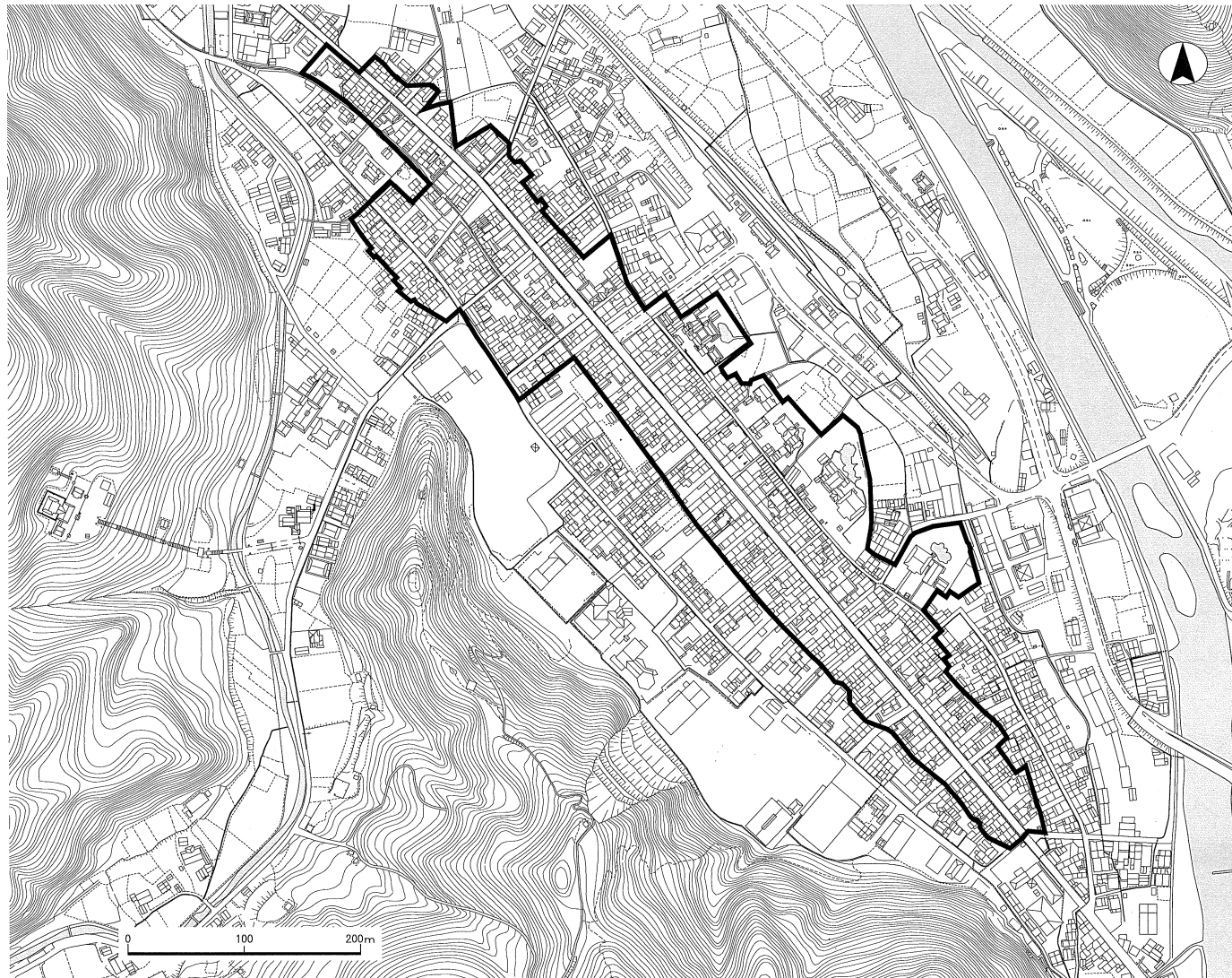
別表7 許可基準

		主街路沿い 旧若桜街道・ 県道沿い	北裏筋 上町～下町の 北裏通り	その他 左記以外の 細街路		
主屋	配置	周囲の伝統的建造物の位置に配慮したものとする				
	構造	原則木造とし、周囲の伝統的建造物に配慮したものとする				
	高さ	二階建て以下とし、棟高は周囲の伝統的建造物と調和した高さとする				
	基礎	周囲の伝統的建造物に配慮したものとする				
	屋根	屋根勾配は周囲の伝統的建造物に倣い、原則日本瓦葺もしくは鉄板葺とする				
	軒	構造及び屋根勾配など周囲の伝統的建造物に配慮したものとする				
	カリヤ・庇	1階正面にはカリヤもしくは庇を設け、構造・位置・高さ・屋根勾配は周囲の伝統的建造物に調和させる	/			
	外壁	周囲の伝統的建造物に配慮したものとする				
	開口部・建具	周囲の伝統的建造物に配慮したものとする				
	色彩	周囲の伝統的建造物に配慮したものとする				
	設備	色彩等に配慮し、覆いなどを工夫する				
土蔵	構造				原則木造とし、周囲の伝統的建造物に配慮したものとする	
	規模				周囲の伝統的建造物に配慮したものとする	
	高さ				二階建てとし、棟高は周囲の伝統的建造物と調和した高さとする	
	基礎				周囲の伝統的建造物に配慮したものとする	
	屋根				材質及び勾配など周囲の伝統的建造物に配慮したものとする	
	軒				材質及び屋根勾配など周囲の伝統的建造物に配慮したものとする	
	外壁		周囲の伝統的建造物に配慮したものとする			
	開口部		周囲の伝統的建造物に配慮したものとする			
	色彩		周囲の伝統的建造物に配慮したものとする			
	設備		色彩等に配慮し、覆いなどを工夫する			
付属屋	構造		原則木造とし、周囲の伝統的建造物に配慮したものとする			
	高さ		二階建て以下とし、棟高は周囲の伝統的建造物と調和した高さとする			
	基礎		周囲の伝統的建造物に配慮したものとする			
	屋根		材質及び勾配など周囲の伝統的建造物に配慮したものとする			
	軒		材質及び屋根勾配など周囲の伝統的建造物に配慮したものとする			
	外壁		周囲の伝統的建造物に配慮したものとする			
	開口部		周囲の伝統的建造物に配慮したものとする			
	色彩		周囲の伝統的建造物に配慮したものとする			

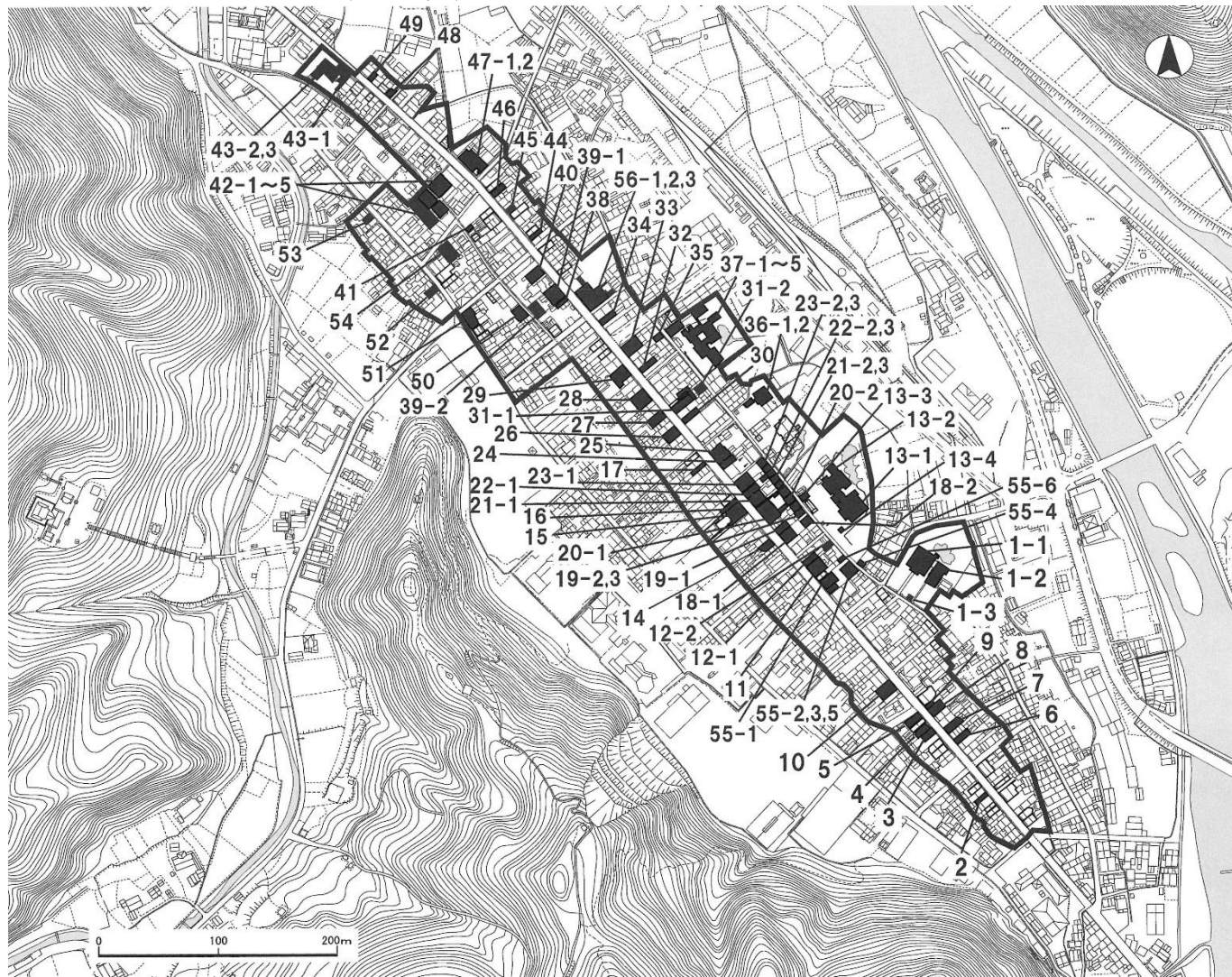
	設備		色彩等に配慮し、覆いなどを工夫する
工 作 物	門	周囲の伝統的建造物に配慮したものとする	
	塀	周囲の伝統的建造物に配慮したものとする	
	石橋・イトバ	周囲の伝統的建造物に配慮したものとする	
	石積護岸	周囲の伝統的建造物に配慮したものとする	
土地の形質の変更		変更後の状態が歴史的風致を損なわないものとする	

※この表によらないものについては別途協議とする

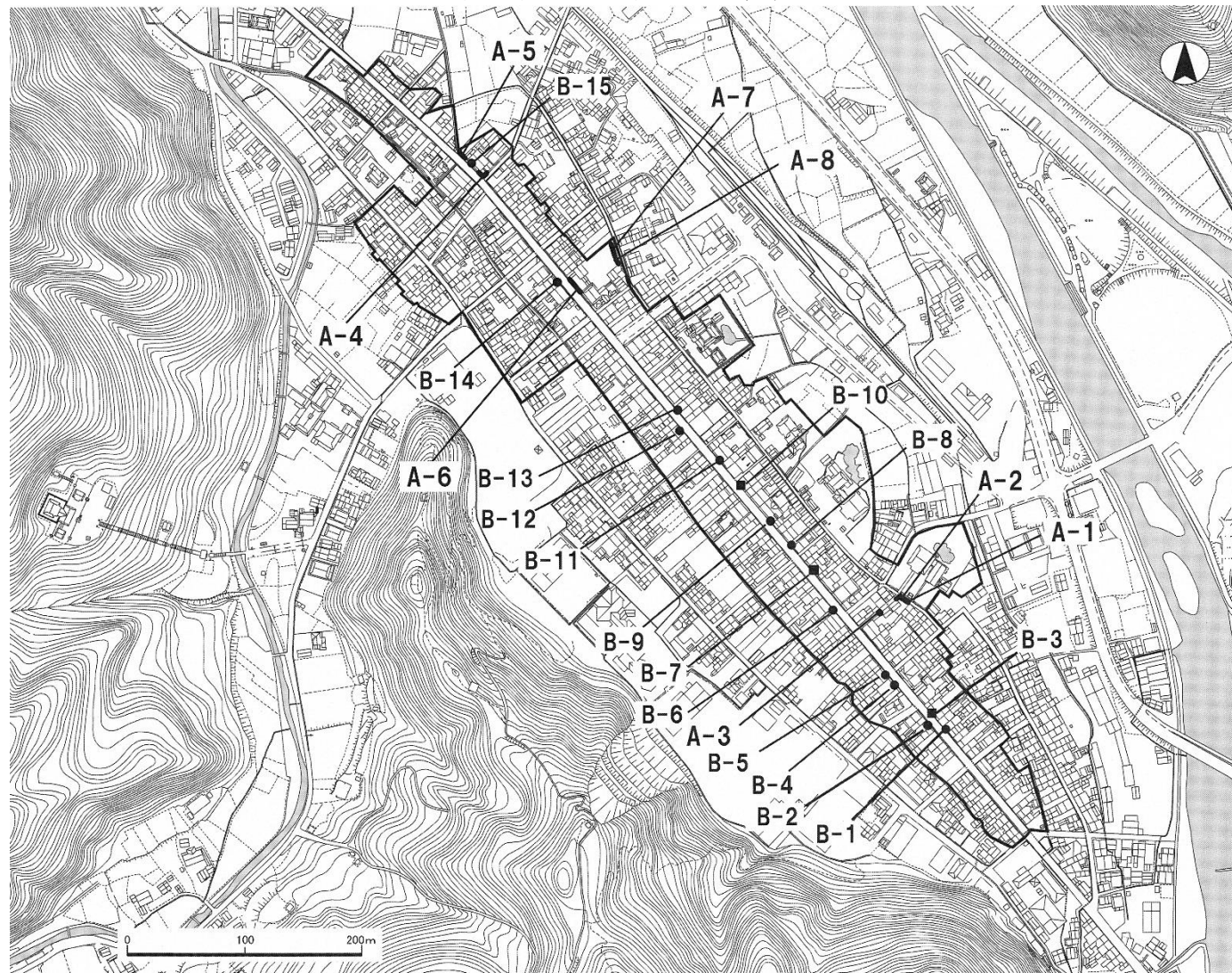
別図1 伝統的建造物群保存地区



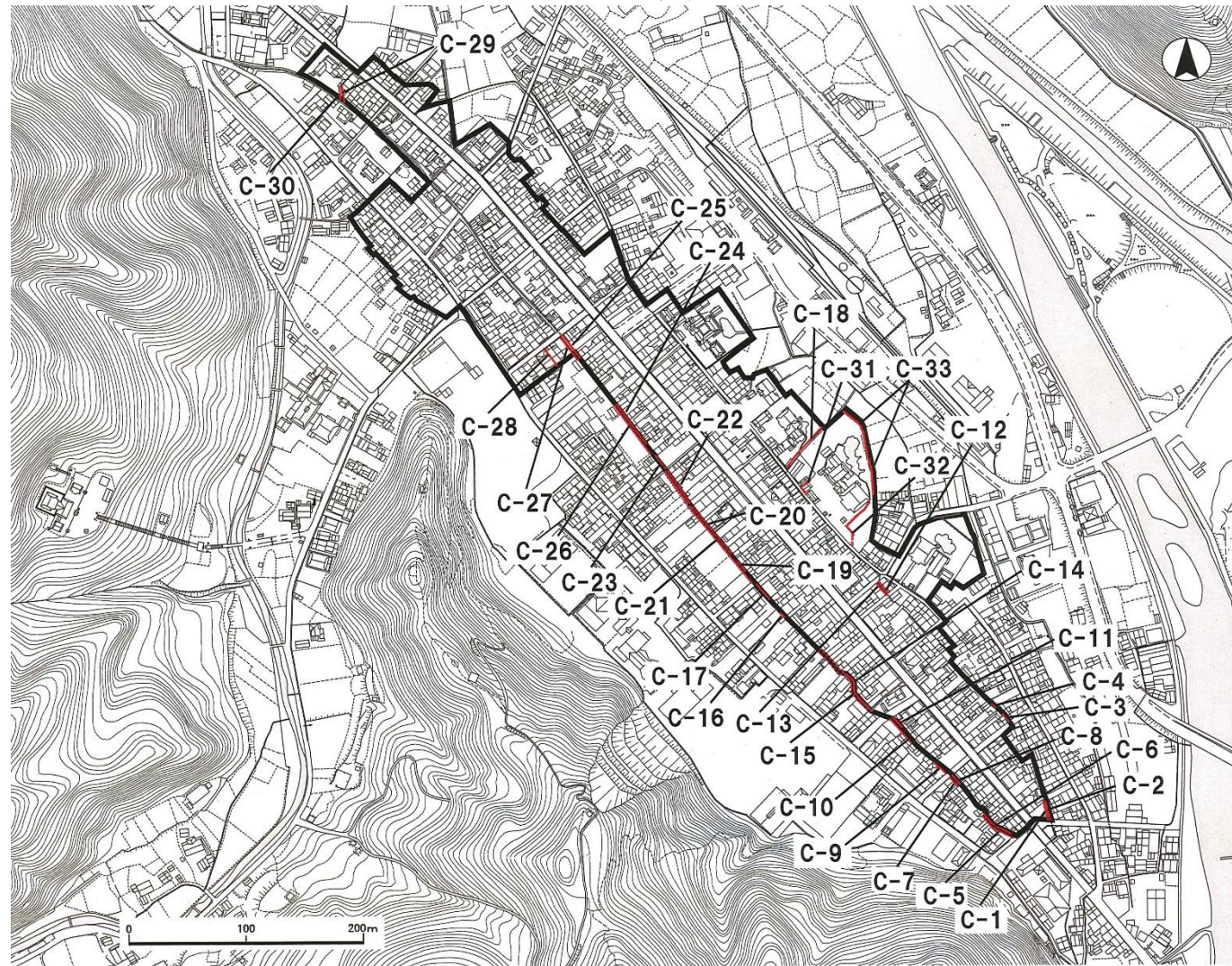
別図2 伝統的建造物（建築物）位置図



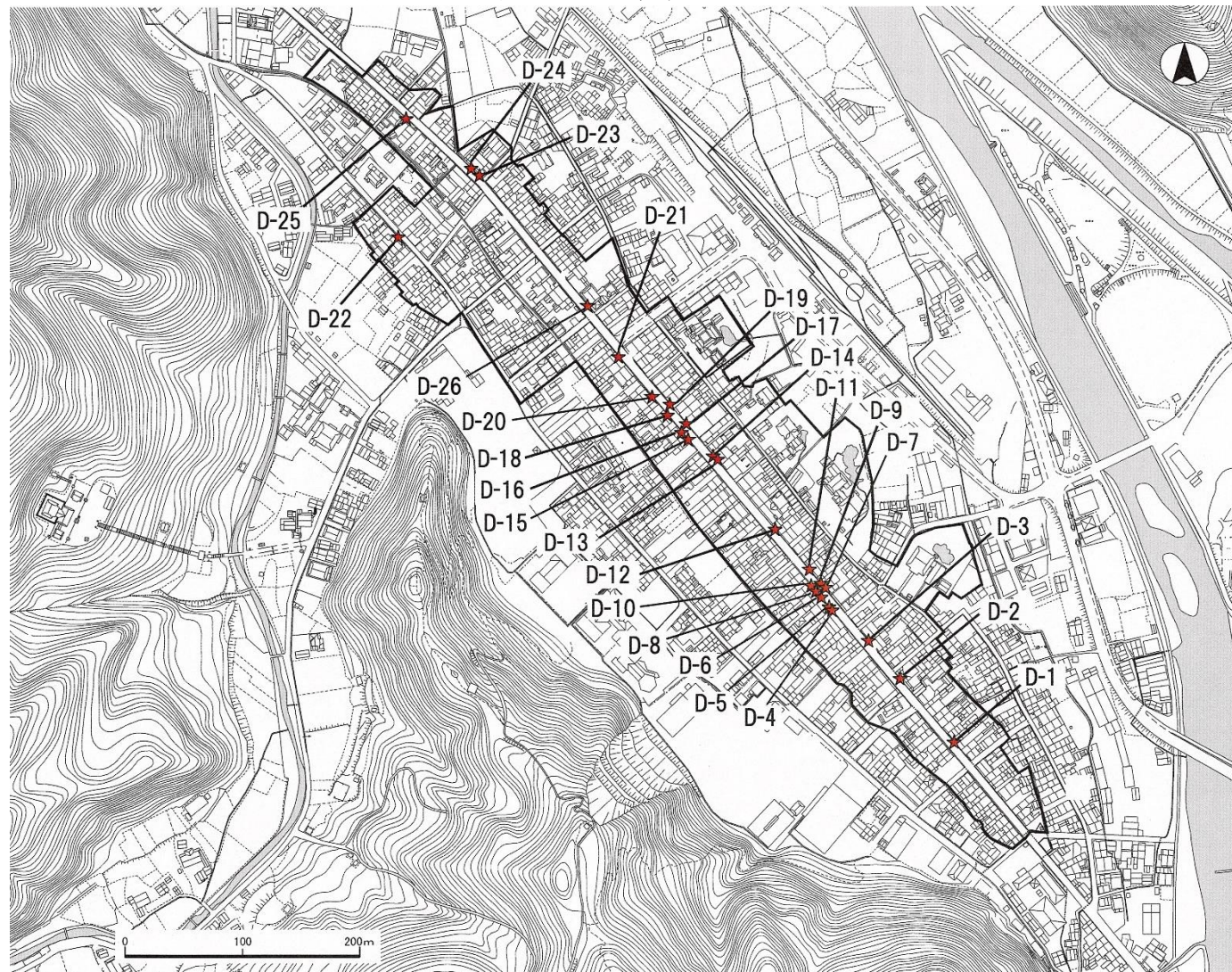
別図3 伝統的建造物（工作物一門、塀、イトバ、ホリ）位置図



別図4 伝統的建造物（工作物—石積護岸、石垣）位置図



別図5 伝統的建造物（工作物—石橋、石造物）位置図



別図6 環境物件位置図

